

授業料口座引落の手続き（詳細）

授業料の口座引落を行うために、香川大学が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）のうちいずれか１行で口座引落の手続きを行ってください。

なお、香川大学の学部を卒業後、大学院へ進学するなど、引き続き香川大学に在籍する場合は、引落指定口座に変更がない限り、再度口座引落の手続きをする必要はありません。

1. 口座の開設

指定金融機関のうちいずれか１行に普通預金口座を開設してください。口座開設時には、印鑑及び身分を証明できるもの（健康保険証、運転免許証等）を持参してください。

○指定金融機関

百十四銀行、香川銀行、三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行

※預金口座は、本人名義または保護者等の学費負担者名義の普通預金口座（総合口座）とします。既に指定金融機関に本人名義または学費負担者名義の口座がある場合は、その口座を利用できます。



2. 口座振替依頼書の提出

同封の「香川大学授業料口座振替依頼書・自動払込受付通知書」（３枚綴り）に必要事項を記入の上、３枚とも指定金融機関へ提出してください。３枚目の本人控は返却されますので、保管してください。

※引落指定口座の口座名義人と保証人が同じ場合は、保証人欄に「同上」と記入してください。

